

債務免除と贈与税(応用編)

親の土地売却代金で子の借金返済

前回は、借入金を債務免除して贈与税が課税されるお話をしました。今回は債務免除した貸付債権が消滅せず継続していると申告して相続税法違反で有罪となった事例をもとに、一部脚色したケースで考えてみます。

一代で事業会社を創業した N 氏は、一時期は事業で隆盛を極めました。バブル崩壊後の 1990 年代後半からその事業が思わしくなくなりました。1997 年に東京都内に保有していた複数の筆の土地を、長男 A、次男 B、長女 C の 3 人の子供たちに生前贈与しました。子供たちは、父からの 6 億円評価の土地贈与による贈与税 4 億円をそれぞれ納付しました。

その後、N 氏の創業した会社は破たんし、一族の事業会社の持株の評価はゼロになりました。父の後継者だった次男 B は多額の借入をしていましたが、その返済のために 2002 年に東京の自宅を担保に銀行から借入れ、2005 年 2 月自宅を 12 億円で売却し全額を返済充当します。その担保に入れた土地の内訳は自分名義の土地 6 億円、残り 6 億円部分が父 N 氏の所有でした。次男 B 自らの 6 億円分は自分の売却代金で返済したのですから問題ありません。残りの父名義の 6 億円分が問題になります。親の売却代金で子の借金返済となりました。父には「お前に代わり 6 億円返済したから 6 億円返せ」という父から子への 6 億円の債権、つまり貸付金が残ってしまうのです。

貸付金をこのままにしておけば、単なる貸し借りなので贈与税問題は生じません。しかし次男 B は、2005 年 8 月に公正証書で父から債権放棄を受けました。これは税務上の 6 億円贈与となります。そして債務免除翌月の 2005 年 9 月に父は亡くなります。つまり債務免除は相続直前に行われたのでした。

なお、贈与税課税の例外として子が資力喪失で債務弁済困難、つまり無一文なら贈与税は、「なし」となります。一般人なら「私は無一文ですから払えません」と主張します。しかし事業をしていた次男 B にはそれはできません。債務免除を受けたのですが、受けなかったことを装うため、(相続後に未亡人の母に対して)細々と利子の送金を続けます。そうすることで債務免除は受けていないので贈与はない、という形式を整えたとされています。これが税務署に仮装隠ぺい、不正行為で税逃れと認定されることになりました。

何で債務免除を受けたか？

父 N 氏の創業した会社は金融機関から多額の債権放棄を受けていました。N 氏は個人資産を供出し、債務も負っていたので、次男は相続放棄をしました。もし債務免除をしなければ、6 億円の貸付金は相続財産です。その存在を知れば債権者は次男 B に請求します。次男 B は債権者からの請求を免れるため、N 氏の生前の債権放棄書がほしかったのです。債権者も怖いし、税務署も怖い次男 B は、相続直前でのギリギリの苦渋の判断が債権放棄公正証書を作成したと推測されます。つまり税務署に対しては債務免除「なし」とし、債権者には債務免除「あり」と使い分けたのです。

しかし国税と検察には、この債務免除の事実がバレてしまいました。

贈与税約 2 億 7,000 万円を脱税したとして、相続税法違反罪に問われた次男 B に対し、地裁は 2010 年、懲役 1 年 6 月、執行猶予 3 年、罰金 5,000 万円(求刑・懲役 1 年 6 月、罰金 5,000 万円)の判決を言い渡しました。あたかも借入金の返済を続けているような仮装隠ぺいなどせず、そのまま贈与税を納付していれば、相続税法違反の罪には問われなかったでしょう。また結局、金融機関などの債権者にも、この債務免除の事実が知れることとなってしまいました。